

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 地域計画の変更について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 久保弘之
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 澁澤吉明委員、9番 奥澤文夫委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は久保推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号262号ですが、譲渡人は高齢により耕作が難しいことから
	譲受人へ贈与を行うものです。申請地は、譲受人の自宅の隣に位置して
	います。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われま
	す。
	受付番号263号ですが、譲渡人は相続で本申請地を取得して以来、
	長年耕作をしてきましたが、経営規模縮小のため売買を行うものです。
	譲受人は、先月の定例会にて、農地法5条で自己用住宅の申請を行い
	審査しました。今回、この5条の申請地に隣接する農地が、本申請地
	になっています。申請事由は自家消費野菜作付であり、問題ない
	と思われま
	す。
受付番号264号ですが、譲渡人は相続で本申請地を取得して以来、	
長年耕作をしてきましたが、今後の農地管理が難しくなってきたため	
譲受人へ売買を行うものです。譲受人は、先月の定例会にて、農地法	
5条で自己用住宅の申請を行い審査しました。今回、この5条の申請地	
に隣接する農地が、本申請地になっています。申請事由は自家消費野菜	
作付であり、問題ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
6番	受付番号262号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。	

	<p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 263 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11 番	<p>受付番号 264 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第 2 号)	<p>引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p>

	<p>受付番号265号は、農家住宅の拡張を行うものです。</p> <p>今般、申請人の分家の住宅を建築する計画があり、土地を調査したところ自宅敷地の一部が農地であることが分かりました。そのため、現状の利用形態に合わせるため申請をするものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農家住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も1,000㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。</p> <p>受付番号265号は、進入路を設けるものです。</p> <p>本申請地は長年進入路として使用していましたが、申請人が相続で取得した際に農地であることが判明しました。さらに詳しく調査すると、都市計画の線引きが行われた昭和45年以前から使用していたことが分かりましたため、申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域が線引きされた、昭和45年8月25日以前から宅地等の利用が当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています。</p> <p>受付番号267号は、進入路を設けるものです。</p> <p>申請地の隣接地で太陽光発電の計画をしたところ、本申請地が農地であることが分かったため、現状の利用形態に合わせるべく、申請を行うものです。なお、隣接の太陽光につきましては、議案書7ページの受付番号281号で別途審査を行うことになっていることを申し添えます。</p> <p>農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
11番	<p>受付番号265号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当該地については、線引き以前から宅地として利用していました。</p> <p>本来ならば農地転用しなければならなかったところのため、その是正のため、農地転用申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号266号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は戦前より宅地出入り口として利用されていましたが、父の死亡に伴い相続した時に、農地であることが判明しました。早急に手続きしなければと思っていたところ今日まで至ってしまいました。地目が農地のままである状態を是正したく、申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号267号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>なお以前、申請のあった太陽光発電の転用で、敷地内の畑の一部が進上路として利用されており、今回、追認として申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>受付番号268号は、農家住宅の拡張を行うものです。</p> <p>今般、申請人の分家の住宅を建築する計画があり、土地を調査したところ自宅敷地の一部が農地であることが分かりました。そのため、現状の利用形態に合わせるため申請をするものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農家住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も1,000㎡</p>

を超えないものであり、許可相当になるものと思われ ます
受付番号269号は、自己用住宅を設けるもので す。
譲受人は現在妻の実家に居住していますが、将来を考 えて住宅建築を計画しました。職場のある羽生市で土 地をさがしたところ、本申請地を見つけたため申請を 行うものです。
農地の区分については、市街地の区域又は市街地化 の傾向が著しい区域に近接する農地で、「第2種農地」 と判断しました。
受付番号270号は、太陽光発電施設を設けるもので す。
申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の 点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安 価である点、等の条件に合うことから、本申請を行 うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha 未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号271号は、自己用住宅設けるもので す。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、 近く結婚するため住宅の建築を計画しました。市内に 親戚が住んでいることから須影近辺の土地を探した ところ、本申請地を見つけたため申請をするもので す。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha 未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号272号は、自己用住宅設けるもので す。
譲受人は現在、社宅に居住していますが、将来を考 えて住宅の建築を計画しました。実家のある岩瀬近 辺の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申 請をするものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha 以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」 と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではあ りませんが、申請事由が住宅敷であるため、農地法 施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に 接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面 積も500㎡を超えないものであり、許可相当になる ものと思われ ます。
受付番号273号は、自己用住宅を設けるもので す。
譲受人は現在、市外の賃貸住宅に居住していますが、 親の介護等を考慮して住宅の建築を計画しました。実 家に近い岩瀬地区で土地を探したところ、本申請地 を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha 以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」 と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではあ りませんが、申請事由が住宅敷であるため、農地法 施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に 接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面 積も500㎡を超えないものであり、許可相当になる ものと思われ ます。
受付番号274号は、駐車場を設けるもので す。
譲受人は市内に本社を置き、プロパンガスや石油類 の販売を行っています。今般、業務繁忙により既存駐 車場の容量を超えることから、新たな駐車場を設ける ものです。

農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号275号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外に居住していますが借家であるため、実家のすぐ近くにある母の所有する農地に住宅を建築するものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号276号は、駐車場を設けるものです。
譲受人は平成26年に本店を市内に移転し、古本や中古CDや中古DVD、中古ゲーム等の買取や販売を行っています。今般業務拡大に伴い従業員用の駐車場が不足していることから、申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号277号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。市内の土地を探したところ、希望していた条件に合致する土地が見つかったため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号278号は、倉庫を設けるものです。
譲受人は、京都府に本店を置き、県内では久喜市に営業所を構える自動車運送業を営む法人です。今般、長距離輸送の中継拠点として倉庫建築を計画しましたが、営業所のある久喜市周辺では土地が見つからず、範囲を拡大したところ、本申請地を見つけたため、申請を行うものです。
農地の区分については、東武伊勢崎南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。
受付番号279号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、親の介護等を考え、神戸地区周辺で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号280号は、太陽光発電施設を設けるものです。
申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号281号は、太陽光発電施設を設けるものです。
本申請は令和7年2月の定例会で審議を行い、許可相当の意見を付して県知事へ送付した案件ですが、当時の申請地の一部分が住宅への進入路として使用されていることが判明しました。そこで一旦取下げを行い、進入路部分は外し、改めて申請を行うものです。なお、住宅への

	<p>進入路部分につきましては、議案書 2 ページの受付番号 2 6 7 号で審査を行ったものになります。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる「第 2 種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
5 番	<p>受付番号 2 6 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内で夫の所有する美容室で働き生活しておりますが、この度長男夫婦に美容室を託そうと考え、安住の地として生活できる土地や建物を探していました。市街化区域では予算が合わず、市街化調整区域に広げたところ申請地を見つけたものです。大型ショッピングモールも近く、バスなどの交通手段もあるため、将来においても安心して生活できると考えました。</p> <p>続きまして、受付番号 2 7 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は羽生市に本社を置き、プロパンガス・石油類等の販売を行っております。今般、業務繁忙に伴い、社用車・社員車の台帳を整備したところ、台数が増えたため、駐車場を拡張したく申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号 2 6 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の妻の実家に妻の家族と一緒に暮らしていますが、将来を考え、勤務地周辺で専用住宅を建設することを考えました。市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣にも保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番	<p>受付番号 2 7 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	続きまして、受付番号271号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、賃貸住宅に住んでいますが、近く結婚するため専用住宅の建設を考えました。そこで、親戚が住んでいて、普段から付き合いが多く羽生市に来ていたので、羽生市内で建設することに決めました。生活環境や将来を考え須影周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけ申請するものです。近隣に保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8番	受付番号272号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内で勤務先が借りている賃貸住宅で生活しております。将来を考え、実家近辺の市街化区域で探しましたが、条件に合うものが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけ申請するものです。近隣に保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところであるとと考えております。
	続きまして、受付番号273号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に住んでいますが、妻の義親の介護等を考え、専用住宅の建設を考えました。将来を考え、岩瀬小学校周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけ申請するものです。
	駅も近く、近隣に保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところ

	<p>であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 275 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、賃貸住宅で生活しております。母の所有する申請地を使用貸借し、専用住宅を建て、生活の安定をはかりたいと考えております。</p> <p>資金融資の見込みが得られたので申請するものです。</p> <p>続きまして、受付番号 276 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は長野県佐久市で中古品販売店を設立し、2014年に羽生市に本社を移転し業務を開始しました。現在、従業員駐車場も満車になり敷地内の空きスペースに駐車している状況から、近隣で駐車場用地を探していたところ、本社前の申請地について内諾をいただけることとなり、申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3 番	<p>受付番号 277 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と暮らしておりますが、将来を考え専用住宅の建設を考えました。条件に合うものが市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかり申請を行うものです。小学校も近くにあり、子どもができた際には便利な場所であると考えております。</p> <p>続きまして、受付番号 280 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による事業計画書が添付されていますので事業所の必要性の部分を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電事業において供給する再生可能エネルギー由来の電気が不足していることと、条件の良い土地が見つかったことで申請に至ったものです。</p>

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
10番	受付番号278号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	すでに社会的課題になりつつありますが、労働環境改善を掲げる物流2024年問題や、担い手の高齢化等様々な要因により、国内輸送力の低下が懸念されております。今回の進出により、長距離輸送の中継拠点として活用することで、物流の最適化・再構築を図り、物流サービスの維持・工場を目指すものです。物流倉庫確保の方策として、まず考えられることは、既存倉庫の活用ですが、都合よく適当な倉庫が見つかりません。企業局に何度も相談し、県の産業団地を紹介していただきましたが、適当な物件がなく、また競争力がとても高く断念しました。そんな折、地元不動産業者から、申請地の紹介を受け、この地域に進出する最後のチャンスと考え、申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号279号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に住んでいますが、親の介護等を考え、実家近辺で専用住宅の建設を考えました。市街化区域で探しましたが、条件に合う土地が見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけ申請するものです。
	近隣に商業施設も多く、幹線道路も近いので車通勤にも便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9番	受付番号281号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	設置の必要性としては、現在耕作放棄地であるため、太陽光発電設備を設置して売電による収益を増大を図ります。利益の拡大だけでなくクリーンエネルギーの創出による社会貢献も図れると考え、申請を行うものです。土地の選定理由としては、近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分に取れるため、周辺農地への影響がないこと、および日照量、風強度等の総合的に勘案したものです。

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
3 番	太陽光発電施設の転用地の現地確認に行ったところ、住宅に隣接している場所でした。自治会長の説明確認書はありますが、隣接住宅の確認書はありません。問題ないのでしょうか。
事務局	農地転用で求めているのは、申請する土地に隣接している農地の所有者についてのみであり、今後の耕作に影響がないかというところに重きを置いております。
10 番	倉庫については、隣接する所有者や耕作者の同意書が添付されていなかったのですが問題ないのでしょうか。
事務局	隣接の同意を求めている案件については、農地改良の一時転用と太陽光発電施設に限っておりますので、今回の倉庫や自己用住宅等については隣接農地の所有者の同意までは求めていないところです。
10 番	開発許可では隣接者の同意を求めているのでしょうか。どうしても、一部農道を削って拡張していくような形になるので、耕作への影響もあるのではないのでしょうか。
事務局	農地転用では隣接者の同意は求めておりませんが、私の記憶では、開発では求めていたと思います。また、道路を削るとなると、払い下げを行うこととなりますが、払い下げの場合、範囲を確定させるために測量を行います。測量の際にも、隣接地の同意は求めておりますので、農業委員会の判断の外ではありますが、隣接地の同意は求めております。
10 番	今回の倉庫の申請地の近くのアンダーパスは近くの学生が多く利用しているのですが、通行同意のようなものは求めているのでしょうか。
事務局	こちら私の記憶になってしまうのですが、一定規模の大きさのトラック等が通るような場合に関しては、羽生市道に関しては、道路使用許可という形で申請を指導していたと思います。もしも、そこで例えば通学路を通るということであれば、配慮や迂回についても指導していたかと記憶しております。
議 長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第4号の審議に入ります。
	(休憩)
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。

	<p>を作成する場合、農業委員会の意見を聴くことと法律に定められていることから、今回ご審議をお願いするものです。計画には、左から土地所有者の氏名、住所、貸し出す農地の所在、現在の耕作者、今回農地を借り受ける耕作者、貸借期間や賃料など、設定する権利の情報が記載されています。今回は令和7年11月1日から貸借を開始するものになります。本議案では、更新が1438筆、利用権からの切り替えが216筆、新規申請が423筆、耕作者変更が28筆、合計2105筆面積は2,225,779㎡となっています。更新は、平成27年に基盤整備事業や土地改良事業等を実施した尾崎地区、発戸地区、手子林第三土地改良区、村君地区、神戸・町屋地区が、契約の終期を迎え更新となっています。貸借期間、賃料は、基本的に基盤整備地区では、尾崎地区10年間3,000円、発戸地区10年間5,000円、手子林地区10年間3,000円、神戸・町屋地区10年間1,000円、その他の地区では、耕作者と地権者の合意のもと、短い終期で設定しています。参考までに、の基盤整備地区以外は8年5ヶ月6,000円、は10年間で水稻の場合は5,000円、畑作の場合は0円となっております。賃料に関しては、基本的には変更なしですが、一部金額を引き下げて更新をしているものもあります。また、今回農地中間管理事業の更新するにあたり、地権者から書類の提出がなされなかったり相続放棄などにより更新できなかった農地もいくつかございました。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、別刷りのNo.1からNo.10の案件を除いた案件を先に審議を行います。なお、No.1からNo.10を除いた案件については以後「議事参与の制限等に該当しない案件」と呼称して議事を進めていきますので、ご了承をお願いします。それでは、議事参与の制限等に該当しない案件について、ご質疑・ご発言を願います。</p>
6番	<p>地権者と耕作者が同一の案件はどういったものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>基盤整備地区内で10年前に事前に事業を実施する際に、地権者から耕作者に貸し借りをを行うルールがあり、その土地に集約をする関係で、事前に自分が持っている農地に集約をしていく関係と機構集積協力金事業の関係で、地区で8割以上入れないと集積金がもらえないという都合上から、地権者から耕作者のところから自分から自分に貸し出して借り受けてるという状態が入っております。中間管理事業を通して補助金を受け取っておりますので、基本的には更新してくださいというのが県の推進している形になりますので、今回も同じく自分の土地を自分で借り受けるという形で更新をしております。その地区で決められた賃料は変えることなく、一旦、農地中間管理機構にお支払いしていただいて、農地中間管理費から指定した口座に戻ってくる形となっております。</p>

6番	明らかに水稻を作れないところが水稻で申請されているのは問題ない のでしょうか。
事務局	あくまで申請された方の書類に基づいたものとなっております。
議長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、原案 のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、原案 のとおり承認することに決定いたします。
	続いて、別刷りのNo. 1の案件について審議を行います。こちらは 議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「 委員」 の退席をお願いいたします。
	(委員 退席)
	それでは、No. 1の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、No. 1の案件については、原案のとおり承認すること に賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、No. 1の案件については、原案のとおり承認すること に決定いたします。
	続いて、No. 2の案件について審議を行います。こちらも議事参与 の制限等に該当する案件になりますので、「 委員」の入室を お願いし、「 委員」の退席をお願いします。
	(委員 入室、 委員 退席)
	それでは、No. 2の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、No. 2の案件については、原案のとおり承認すること に賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)のうち、No. 2の案件については、原案のとおり承認すること に決定いたします。
	続いて、No. 3の案件について審議を行います。こちらも議事参与 の制限等に該当する案件になりますので、「 委員」の入室を お願いします。
	(委員 入室)

それでは、No. 3の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 3の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 3の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、No. 4の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「推進委員」の退席をお願いします。
(推進委員 退席)
それでは、No. 4の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 4の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 4の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、No. 5の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「推進委員」の入室をお願いします、「委員」の退席をお願いします。
(推進委員 入室、委員 退席)
それでは、No. 5の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)
特に発言もないようですので採決に移ります。
ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 5の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
(挙手全員)
挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
(案)のうち、No. 5の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
続いて、No. 6の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「委員」の入室をお願いします、「委員」の退席をお願いします。
(委員 入室、委員 退席)
それでは、No. 6の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
(発言なし)

	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 6の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 6の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	続いて、No. 7の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「委員」の入室をお願いし、「推進委員」の退席をお願いします。
	(委員 入室、 推進委員 退席)
	それでは、No. 7の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 7の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 7の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	続いて、No. 8の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「推進委員」の入室をお願いし、「推進委員」の退席をお願いします。
	(推進委員 入室、 推進委員 退席)
	それでは、No. 8の案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 8の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、No. 8の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	続いて、No. 9の案件について審議を行います。。こちらは「推進委員」の議事参与の制限等に該当する案件に加え、私「
	」も議事参与の制限等に該当します。つきましては、私が関係する案件につきましては、会長代理の「石井康三委員」に議事進行をお願いし、私は一時退席をいたします。
	(退席)
議長代理	樹森会長に代わりまして議事進行を行います、石井です。よろしく
	お願いいたします。 それでは、早速審議に入ります。No. 9の

	<p>案件に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、No. 9の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、No. 9の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、No. 10の案件について審議を行います。こちらも議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「推進委員」の入室をお願いします。</p> <p>(推進委員 入室)</p> <p>それでは、No. 10の案件について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、No. 10の案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、No. 10の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。以上で、議案第5号の審議の全てが終了しました。入室をお願いします、私の議事進行の任は、これで解かせていただきます。</p> <p>(入室)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷4件、共同住宅敷2件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。6件でございました。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました7月分でございます。</p> <p>5条が7件ございました。</p> <p>報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。</p> <p>はじめに、今月21日に文化ホールで行われた、農地利用最適化活動活性化研修会ですが、欠席された委員の方には、当日配布された資料をお渡ししてありますので、確認をお願いいたします。</p> <p>続きまして、委員の皆様にご使用いただいております、活動記録簿に</p>

	<p>ついて連絡です。今年度分の活動記録簿ですが、一度取りまとめを取りたいので、来月の定例会の際に持参をお願いいたします。</p> <p>続きまして、先月の定例会でお渡しし、調査いただいている農地パトロールの地図ですが、来月までが調査期間となっています。来月の定例会の際に、地図とバインダーの提出をお願いいたします。</p> <p>今月の相談会の担当委員は、渋谷真弘委員、井野岡推進委員となります。日程は8月28日木曜日の午後1時30分となっております。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>来月9月の定例農業委員会の日程でございますが、9月25日木曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 7年 8月 25日</p> <p>会 長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>	